

魚津市告示第129号

魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給要綱を次のように定める。
。

令和4年10月26日

魚津市長 村椿 晃

魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条に基づき、魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、サービス事業者とは、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定するサービス（以下「介護・福祉サービス」という。）を提供する指定事業者をいう。

(給付金の支給)

第3条 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格、物価高騰等の影響を受けているサービス事業者に対し、介護・福祉サービスを継続して提供する体制を支援するため、予算の範囲内において給付金を支給する。

(支給の対象)

第4条 給付金の支給の対象となるサービス事業者（以下「支給対象事業者」という。）は、令和4年4月1日時点において、魚津市内で別表に定める介護・福祉サービスを提供し、かつ、令和5年3月31日までの間において廃止又は休止の予定がない法人（国又は地方公共団体を除く。）とする。
。

(給付金の支給額)

第5条 給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、1支給対象事業所につき当該各号に定めるとおり算定した額の合計額とする。

(1) 訪問系・相談系の事業所 60,000円

- (2) 通所系の事業所 定員数に8,000円を乗じて得た額
- (3) 入所系の事業所 定員数に21,000円を乗じて得た額
- (4) 障害者グループホーム系 定員数に5,000円を乗じて得た額

2 前項の定員数は、令和4年10月1日現在のものとする。

(申請開始日及び申請期限)

第6条 給付金に係る申請開始日は、令和4年11月1日とする。

2 申請期限は、令和4年11月30日までとする。ただし、市長は、やむを得ない事情が生じたと認めるときは、申請期限を延長することができるものとする。

(申請書等の送付)

第7条 市長は、支給対象事業者に対し、魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)及び口座振込申出書(様式第2号)を送付する。

(給付金の支給申請等)

第8条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、申請書及び口座振込申出書を郵送により市長に提出しなければならない。

2 郵送による申請は、消印の日が第6条第2項に定める申請期限を超えないものを有効とする。ただし、市長がやむを得ない事情が生じたと認めるときは、この限りではない。

(支給の決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請書が提出されたときは、給付金支給の可否を決定し、魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給決定通知書(様式第3号)又は魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給却下通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給を決定した申請者に対し、口座振込により給付金を支給する。

(受給の辞退とみなす事項)

第10条 市長が第7条の規定による申請書及び口座振込申出書を送付したにもかかわらず、支給対象事業者から第6条第2項の申請期限までに申請書等が提出されなかったときは、支給対象事業者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、給付金の支給を受けた介護・福祉サービス事業者が偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けたと認めるときは、既に支給した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

区分	入所施設	その他 (訪問系、通所系など)
介護サービス事業所種別	1 特別養護老人ホーム 2 介護老人保健施設 3 介護医療院 4 地域密着型特別養護老人ホーム 5 短期入所生活介護（単独施設）（※基準該当事業所を含む。） 6 認知症対応型共同生活介護 7 小規模多機能型居宅介護	(訪問系) 8 訪問介護 9 訪問看護 10 訪問リハビリテーション 11 訪問入浴介護 12 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 8～12で複数のサービスの指定を受けている場合は、一つの事業所とみなす。
		(通所系) 13 通所介護 14 通所リハビリテーション 15 地域密着型通所介護 16 認知症対応型通所介護
		(相談系) 17 居宅介護支援
障がい福祉サービス事業所種別	18 施設入所支援 19 障害児入所支援 20 療養介護	(訪問系) 21 居宅介護 22 重度訪問介護 23 重度障害者等包括支援 24 同行援護 25 行動援護 21～25で複数のサービスの指定を受けている場合は、一つの事業所とみなす。
		(相談系) 26 計画相談支援 27 障害児相談支援 28 地域相談支援 26～28で複数のサービスの指定を受けている場合は、一つの事業所とみなす。

		<p>(通所系)</p> <p>※基準該当事業所又は共生型サービス事業所は除く。</p> <p>29 生活介護</p> <p>30 自立訓練</p> <p>31 短期入所</p> <p>32 就労移行支援</p> <p>33 就労継続支援</p> <p>34 就労定着支援</p> <p>35 児童発達支援</p> <p>36 居宅訪問型児童発達支援</p> <p>37 医療型児童発達支援</p> <p>38 放課後等デイサービス</p> <p>39 保育所等訪問支援</p>
		<p>(障害者グループホーム系)</p> <p>40 共同生活援助</p>

様式第1号（第7条関係）

魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給申請書

年 月 日

（宛先）魚津市長 あて

（申請者） 住所
名称

代表者職氏名

魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金について、次のとおり申請します。

事業所内訳は別紙のとおりです。

申請金額（合計）								円
----------	--	--	--	--	--	--	--	---

担当者連絡先（日中、連絡がつく連絡先をご記入ください。）

事業所名	
ふりがな	
担当者氏名	
連絡先	

様式第2号（第7条関係）

口座振込申出書

振込先口座

銀行名		銀行 ・ 信用金庫 信用組合・農業協同組合 労働金庫 信用漁業協同組合連合会
支店名		本店 支店 出張所
預金種目 口座番号	普通預金 ・ 当座預金	口座番号 (右詰めで御記入ください。)
フリガナ		
口座名義		

※申請者と口座名義が異なる場合は、下記の委任状に申請者の記名・捺印が必要です。

委任状

受任者 (口座名義人)	住所
	氏名

私は、上記の者をもって代理人と定め、特別給付金の受領に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

魚津市会計管理者 様

委任者 (申請者)	住所	印
	名称	
	職氏名	

様式第3号（第9条関係）
魚津市指令 第 号

（申請者住所）
（名称）
（代表者職氏名）

魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金については、魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給要綱第9条第1項の規定により、金 円を支給します。

年 月 日

魚津市長

様式第4号（第9条関係）
魚津市指令 第 号

（申請者住所）
（名称）
（代表者職氏名）

魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給却下通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金については、下記により不支給と決定したので通知します。

年 月 日

魚津市長

記

理由 :